

# 「天橋立周辺地域景観計画」の概要 (1/3)

## ● 景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針

●眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立及び天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を景観計画の区域とし、土地利用や景観特性に応じた景観形成方針を定めました。

### 自然景観保全ゾーン

- ▷山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な構成要素
- 「天橋立公園」「海域」(宮津湾及び阿蘇海)及びその周囲を取り巻く「山並み」(地域森林計画で規定された民有林及び国有林)の区域
- 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である天橋立や周辺の山並み、海域等を保全



天橋立公園の松並木



阿蘇海と山並み

### 俯瞰景観重点ゾーン

- ▷天橋立とその近傍のまち並みが一体的に見おろされる天橋立周辺を代表する象徴的な景観を有し、重点的な景観形成が必要な地域
- 主要な視点場(天橋立ビューランド、傘松公園)から天橋立を一望できる区域(天橋立を中心とした100°の範囲)を基本に設定
- 主要な視点場(天橋立ビューランド、傘松公園)から見おろす景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導

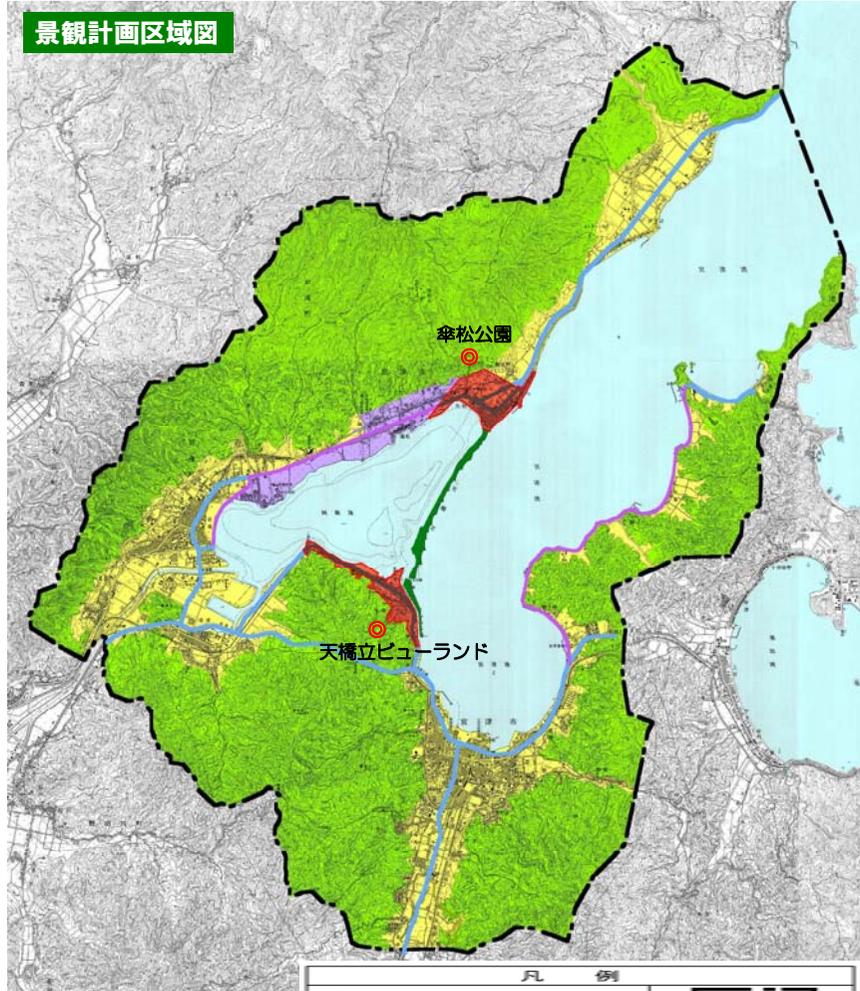


天橋立ビューランドからの俯瞰



傘松公園からの俯瞰

### 景観計画区域図



凡例	
景観計画区域	—
自然景観保全ゾーン	
天橋立	■
海域(阿蘇海、宮津湾)	■
山並み	■
俯瞰景観重点ゾーン	■
幹線道路沿道ゾーン	■
眺望景観沿道ゾーン	■
市街地ゾーン	■

### 幹線道路沿道ゾーン

- ▷沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観
- 良好な沿道景観の形成を目的とした、主要な幹線道路沿道(道路端から幅2.5mの区域)



府道綾部大江宮津線沿道(宮津市本町)

- 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道の景観形成を誘導

### 眺望景観沿道ゾーン

- ▷天橋立から眺望される対岸の沿岸域、また、来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア
- 天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの沿岸域



天橋立から溝尻方向

- 沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導

### 市街地ゾーン

- ▷天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等
- 他のゾーンを除く区域
- 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

## ● 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更等について、良好な景観形成のための建築物の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定める。

### <自然景観保全ゾーン、俯瞰景観重点ゾーン>

建築物の配慮を要する行為、規模

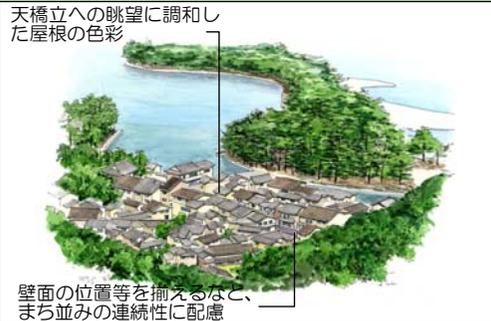
行為の種類	届出対象
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積が <b>10㎡を超えるもの</b> (増築の場合は、既存部分は景観形成基準の指導対象とする。)
建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記建築物の変更に係る面積が <b>10㎡を超えるもの</b>

### 自然景観保全ゾーンの景観形成ルール

- ・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮した建築物の配置とする。
- ・海側の敷地境界付近や山裾の法面緑化を図る。
- ・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- ・勾配屋根を基本とし、勾配のある軒庇も可とする。

### 俯瞰景観重点ゾーンの景観形成ルール

- ・建築物等の壁面の位置などを揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。
- ・天橋立への眺望や天橋立からの眺望に配慮した建築物の配置とする。
- ・阿蘇海に面した敷地境界付近に植栽を行う。
- ・和瓦の勾配屋根を基本とし、屋根勾配や向き等を揃える。



### 色彩に関するルール

建築物の外壁の色彩基準		建築物の屋根の色彩基準	
俯瞰景観重点ゾーン(4階以上の建築物等(※1))及びその他のゾーン		俯瞰景観重点ゾーン(※1)以外の建築物)	
色相	明度	色相	明度
5YR~2.5Y	8~5	5YR~2.5Y	9~5
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	7~5
無彩色	N7~N5	無彩色	N7~N5
色相	彩度	色相	彩度
10R~2.5Y	3以下	10R~2.5Y	4以下
上記の色相以外	1以下	上記の色相以外	1以下
俯瞰景観重点ゾーン		俯瞰景観重点ゾーン	
色相	明度	色相	明度
10R~2.5Y	4以下	10R~2.5Y	4以下
上記の色相以外	3以下	上記の色相以外	3以下
無彩色	N4以下	無彩色	N4以下
※その他の色相は不可			

※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

### <幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン、市街地ゾーン>

建築物の配慮を要する行為、規模

行為の種類	届出対象
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物(※1) ・4階建て以上の建築物 ・高さ12mを超える建築物 ・延べ床面積1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当するもの (既存部分は景観形成基準の指導対象とする。)
建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る面積が <b>10㎡を超えるもの</b>

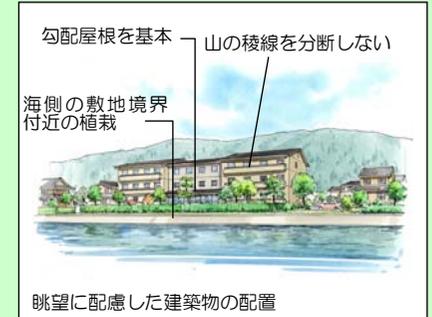
### 幹線道路沿道ゾーンの景観形成ルール

- ・建築物等の壁面の位置を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮する。
- ・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- ・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。



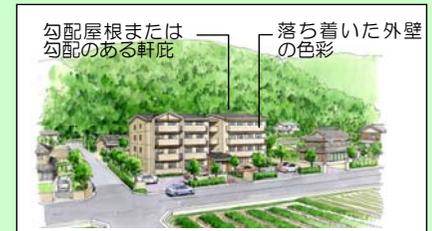
### 眺望景観沿道ゾーンの景観形成ルール

- ・建築物等の壁面の位置を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮する。
- ・沿道から天橋立への眺望及び天橋立からの眺望に配慮した建築物の配置とする。
- ・海に面した敷地境界付近に植栽を行う。
- ・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- ・勾配屋根を基本とし、勾配のある軒庇も可とする。



### 市街地ゾーンの景観形成ルール

- ・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- ・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。



### 各ゾーンに共通するルール

- ・規模の大きい建築物等は、棟を分けたり、外観意匠に変化をつける等の工夫により、ボリューム感を低減するよう配慮する。
- ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた外壁の色彩とする。
- ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行う。



適用除外：知事が、当該建築物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うにあたっては、あらかじめ、京都府景観審議会の意見を聴かなければならない。また、知事は、認定を行うにあたっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。(工作物も同様)

# 「天橋立周辺地域景観計画」の概要 (3 / 3)

○工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更について、良好な景観形成のための工作物の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定める。

■対象行為の考え方：建築基準法の建築確認を要する規模を基本として設定

工作物の種類	対象となるもの	
	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン
煙突	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの	高さ15mを超えるもの
高架水槽等	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
昇降機、ウォーターシャフト、観覧車等の遊戯施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
コンクリートプラント等これに類する製造施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
自動車庫庫の用途に供する施設	15mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
装飾塔等	高さ4mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの	すべてのもの

### 主な景観形成のルール

- ・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮
- ・施設の外観は、山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。
- ・基調となる外観の色彩は、建築物（※1）の外壁の色彩基準と同様のものとする。

○開発行為、木竹の伐採、土石の堆積等について、良好な景観形成のためのルールを定める。

■対象行為の考え方：3,000㎡は本地域における開発許可対象面積、500㎡は府南部地区における開発許可対象面積等を設定

行為の種類	対象となるもの	
	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン
・開発行為	500㎡以上の行為	3,000㎡以上の行為
・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	500㎡以上の行為	3,000㎡以上の行為
・木竹の伐採（通常の維持管理を除く）	500㎡以上の行為	3,000㎡以上の行為
・屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	500㎡以上の行為	3,000㎡以上の行為
・水面の埋立て又は干拓	500㎡以上の行為	3,000㎡以上の行為
・特定照明の新設、移設又は改設	一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観に対する照明	

### 主な景観形成のルール

開発行為	・ 現況の地形改変を抑え、長大な法面やよう壁が生じないように配慮 ・ 生じた法面及び開発区域外周の緑化を図る
土石の採取・鉱物の採掘	・ 周囲から望見できないよう採取位置、方法等を配慮 ・ 行為場所や外周部での既存森林の保全に努める
木竹の伐採	・ 周辺景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める ・ 周辺の植生との連続性に配慮した緑化に努める
土石等の堆積	・ 天橋立や主要な視点場から容易に望見できないよう位置、配置を工夫 ・ 行為地外周の遮蔽緑化に努める
水面の埋立て又は干拓	・ 護岸の表装は自然素材の利用に努め、法面が生じる場合は、緑化を図る
特定照明	・ 照らす対象を絞り、控えめな照射とする。 ・ 上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。

## 景観重要建造物・樹木の指定の方針

### 景観重要建造物の指定の方針

- ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物や形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物等について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

### 景観重要樹木の指定の方針

- ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群等について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

## 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

○景観計画区域において眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、行為制限の対象とする屋外広告物を定める。なお、具体的な規制は屋外広告物法に基づき定める。



## 景観重要公共施設の整備に関する事項

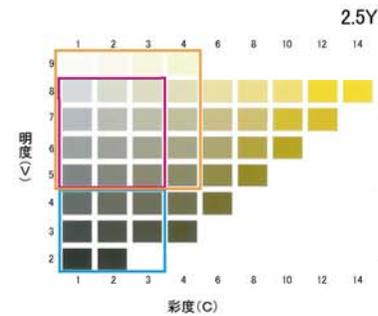
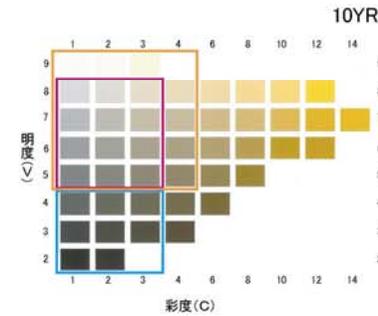
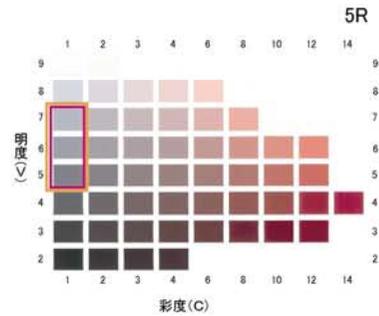
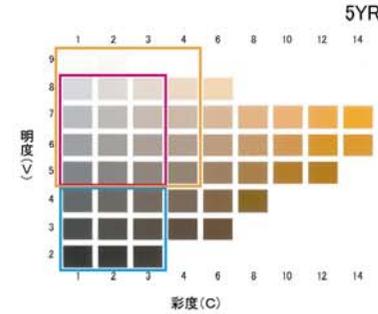
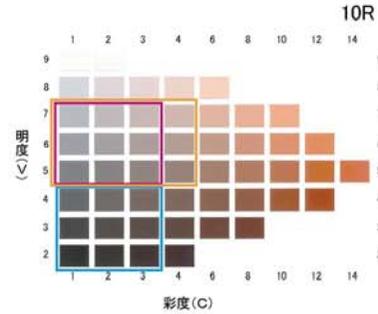
○景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

- 天橋立公園 ○二級河川大手川（景観計画区域内） ○都市計画公園阿蘇シーサイドパーク
- 俯瞰景観重点ゾーン及び眺望景観沿道ゾーンの幹線道路  
国道178号（与謝野町字男山～宮津市字大垣）、国道178号府中道路（宮津市字大垣～宮津市字江尻）、主要地方道宮津養父線（俯瞰景観重点ゾーン文珠地区内）、一般府道栗田半島線（宮津市字波路～宮津市字田井）、都市計画道路若滝海岸線（与謝野町字男山～与謝野町字岩滝）
- ※今後、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設に追加指定

## 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

○天橋立周辺地域特有の自然や地形の造形等を背景として、地域の気候風土に適應した農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって、地域に固有の特徴ある景観が形成されてきたことから、地域の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するという観点から景観農業振興地域整備計画を策定するものとする。

## ● 色彩基準の主な色票



建築物等の外壁の色彩基準	
	俯瞰景観重点ゾーン (4階以上の建築物等(※1)) 及びその他のゾーン
	俯瞰景観重点ゾーン (※1)以外の建築物

建築物等の屋根の色彩基準	
	俯瞰景観重点ゾーン

